

大 健 第 989 号
令和元年 12 月 9 日

一般社団法人 住宅宿泊協会
代表理事 上山 康博 様
代表理事 木村 奈津子 様

大阪市長 松井 一郎

違法民泊物件の仲介の防止に向けた措置について（要望）

寒冷の候、貴協会におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市旅館業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（以下「特区民泊」という。）及び住宅宿泊事業関係事務に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市においては増加する違法民泊施設を徹底して排除するため、昨年 4 月に市長をトップとし、大阪府・大阪市による「大阪市違法民泊撲滅チーム」を設立しました。同年 6 月には大阪府警察官 OB 及び環境衛生監視員からなる「違法民泊指導実動部隊」を発足させ、違法民泊の指導体制強化を図り、本年 10 月末時点では、本市が把握する違法民泊施設として残り 123 施設まで減少させたところです。この中には、海外に居住しながら違法民泊を営む者等、大阪市独自の解決が困難な事例も見られ、これらの事例解決のための課題については、国土交通省、厚生労働省及び内閣府に対し、必要な措置を講じるよう要望を行っているところです。

しかし、本年 3 月末時点において住宅宿泊仲介業者の仲介サイトに掲載されている本市内の施設について適法性の確認を行ったところ、未だ違法施設が 1,030 件、施設所在地等が不明確で適法性の確認ができない施設が 8,728 件掲載されています。その他、適法な施設の情報を使用して仲介サイトに掲載しているものの、利用者との契約後に、登録している施設とは異なる違法施設へ誘導しているケースも確認されていること等、仲介サイトに関する課題も明らかになっているところです。

つきましては、適正な民泊サービスの普及のため、次に掲げる事項について貴協会会員が対応するよう要望しますので、貴協会における今後の対応方針について御回答いただくようお願いいたします。

記

- 1 仲介サイト上に施設の所在地（マンション、ビルの場合は号室まで、以下同じ。）を掲載させる等、利用者や地方自治体が掲載施設の詳細な情報が確認できるよう必要な措置を講じること
- 2 事業者の本人確認を厳格化するとともに、適法施設の事業者以外の者が適法施設になりすましてリスティングを作成することを防止すること
- 3 利用者との契約後に、登録している適法施設とは異なる違法施設へ誘導されることがないように必要な措置を講じること。やむを得ず、異なる施設へ案内することになった場合についても、利用者が適法施設であることを認識できる情報を提供するシステムとすること。
- 4 違法施設に誘導された場合の通報窓口を仲介業者で設置し、行政と連携して違法民泊事業者の撲滅に取り組むこと
- 5 違法に民泊施設を営んでいる事業者に関する情報を会員間で共有し、当該事業者が営む宿泊施設については、特に注意して適法性の確認を行った上で、仲介サイトに掲載すること。その他、許可書等を偽造する等、悪質な事業者については、貴協会会員のサイトでは一切掲載しない等、厳格に対応すること。
- 6 旅館業法第7条第2項に基づく、地方自治体からの報告の求めに応じ、違法民泊の事業者を特定するために必要な事業者の情報を開示すること
- 7 特区民泊の区分で登録している施設については、制度上最低滞在期間は3日（2泊3日）以上であるため、1泊からの予約は受け付けない仕様とすること
- 8 住宅宿泊事業の区分で掲載されている施設については、会員間で予約情報を共有する等、同一届出住宅において年間180日を超える営業とならないよう、必要な措置を講じること